



さかい広域



介護保険事業計画策定委員会坂井委員長(左)と佐々木広域連合長(右)



Content

令和3年度各会計当初予算	2
代官山斎苑・墓地からのお知らせ	3
介護保険料について	4～5
第69回広域連合議会定例会一般質問	6～7
広域連合NEWS	8

☆1月27日、第8期介護保険事業計画の答申を行いました。この計画では、「誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる『支え合い・助け合い』のまちづくり」を基本理念としています。

(場所：坂井地区広域連合)

● 介護保険料の決め方

令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額をもとに、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

坂井地区の介護保険
サービスにかかる費用
約354億円

65歳以上の人

保険料額は、この基準額をもとに、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。

第1～3段階については、公費(国・県・市の負担)を投入して保険料率を引き下げました。

合計所得金額:

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1段階から第5段階における合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した後の金額になります。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額」を控除した後の金額になります。第1段階から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した後の金額を用います。

第69回 広域連合議会定例会

第69回広域連合議会定例会が2月19日(金)に開催されました。今回は、8議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。また、次の一般質問が行われました。

上程議案

●令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算他1件が可決
一般会計予算 歳入歳出総額

3億1946万6千円

介護保険特別会計 歳入歳出総額

117億9649万1千円

●令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算他2件が可決
一般会計予算 歳入歳出総額

5億2876万4千円

介護保険特別会計 歳入歳出総額

117億8314万1千円

代官山墓地特別会計 歳入歳出総額

593万1千円

●代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

●坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

●坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



一般質問

◆室谷 陽一郎 議員◆

第8期介護保険事業計画について



Q1

「在宅ケア体制の充実に向けた取組」の、特に日中・夜間を通して定期巡回訪問と、随時対応を行う定期巡回サービス等の介護サービスの充実に向けた取組について

A1

現在、稼働している「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、1事業所で、併設するサービス付き高齢者向け住宅の入居者をサービスの提供対象としている。坂井地区の住宅事情や、介護人材不足の現状を勘案すると、在宅の要介護者を支えるサービスとして、短期的に普及・推進していくことは困難だと考えている。しかし、現に運営する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については引き続き、独自報酬加算等、経営面での事業支援を行っていく。2040年を見据え、坂井地区における地域で支える介護サービスの在り方を検討していく。

Q2

「介護人材確保・定着に向けた取組」における介護の仕事の魅力向上、労働負担の軽減への具体的取組について

A2

介護の仕事魅力向上の取組として、地域で活躍する介護支援専門員に、仕事のやりがい・魅力などを聞き取り、広域連合の広報誌やホームページにて周知している。今後、介護支援専門員だけでなく、地域で活躍する介護職関係者か

らも聞き取り、広報誌やホームページ等を通じて、市民に周知を図っていく。

次に、労働負担の軽減への取組として、国庫補助金を活用し、地区内の複数事業所への介護ロボット導入を支援している。介護ロボットの導入した事業所からは、介護職員の業務負担の軽減に、ある程度効果があつたとの報告を受けている。また、介護ロボットの導入には、経営面からもプラスに働く利点がある。さらに、令和3年4月からは、見守り機器の導入に併せ、事業所内で職員間の業務連絡等が円滑に行える通信機器であるインカム等のICTを使用し、安全体制の確保や職員の負担軽減がされた場合、夜間の人員配置基準が緩和される。今後も、地区内の介護保険事業所に対して、介護ロボットの有効活用事例等の情報提供を行うことで、労働負担の軽減を図っていく。

Q3

第8期で新たに付加された「事務負担の軽減の取組」について、書類手続きの簡素化、標準化、ICT等の活用の現状と具体的取組と軽減の進捗について

A3

書類手続きの簡素化・標準化については、事業所指定関係書類の様式変更、添付書類の簡素化を図っている。令和3年4月からは、押印を求める手続きの見直し等を予定しており、準備を進めている。介護保険施設等に対する実地指導については、標準化・効率化等の運用指針が示されており、「介護保険施設等実地指導マニュアル」の見直しを予定している。

次にICT普及の取組について、坂井地区では、地域における在宅医療・介護に携わる多職

種間の情報共有と連携ツールとして、在宅患者情報共有システムを導入している。このシステムを活用することで、在宅患者の医療情報、介護サービス等の情報を共有することができ、医師と訪問看護師だけでなく、ホームヘルパー等との連携が可能となる。なお、このシステムの運用・導入支援を目的とした研修会を、坂井地区医師会と共催で、毎年開催しており、今後も継続して実施、普及を図っていきたい。

◆畑野 麻美子議員◆

坂井市の介護施設における新型コロナウイルスの発生において、その原因と今後の課題について



Q1 感染者が入所したとき、施設の通所サービスは開所していたのか

A1 入所の時点では、症状もなく、感染は確認されていなかったため、施設に併設している通所サービス事業は、通常通り開所していた。感染が確認された日以降は、施設の新規入所者の受け入れは行わず、通所サービス事業は休業していた。

Q2 職員の感染を含め、クラスターを止められなかった理由について

A2 介護施設、特に入所施設では、クラスターが発生した中でも継続したサービスが求められる。全室が個室ではない施設も多く、今回の施設も多床室であり、高齢者施設の対策の難しさがあった。施設内では、食事や入浴、リハビリなど、生活の介護に欠か

せない行為そのものが感染リスクとなっている現状が、クラスターを止められなかった理由の一つではないかと考える。

Q3 介護施設における感染対策についての課題を解消するための対策について

A3 介護施設における感染対策については、介護事業所へ感染症対策の徹底等の通知を適宜に送付し、感染拡大防止のための措置を講じている。また、施設内感染対策のための自主点検実施を促進するとともに、坂井地区で活動している団体である「介護保険事業者ネットワークさかい」と連携し、感染症に対する具体的な研修を実施していきたいと考えている。

Q4 介護施設などの利用者、職員すべての人に対する定期的なPCR検査を行うことについて

A4 現在のPCR検査について、感染者が確認され、行政検査の対象となった場合、県が実施している。今回、介護保険施設にてクラスターが発生した際も、濃厚接触者はもとより、同一施設内の入所者、利用者、職員全員に検査を実施し、その後も一斉検査を複数回行っている。これにより、無症状感染者も発見することができた。高齢者は、ウイルスの潜伏期間が長くなる傾向がある上、症状が重症化しやすく、施設においては、集団感染を防ぐためにも感染予防や早期発見が重要で、とりわけ従事者に対する検査についても重要だが、PCR検査の費用は高

額で、自費診療の場合は、2万円以上の費用がかかる。PCR検査について、介護保険事業に携わっている広域連合では、検査にかかる費用等を予算計上することは、難しいと考えている。

Q5 新型コロナウイルスのワクチン接種は、介護従事者も、医療従事者と同じような扱いにすることや、高齢者が接種するときに介護従事者も接種できるよう、市に要求できないかについて

A5 高齢者施設等の従事者の業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも、高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要がある。このため、厚生労働省では、高齢者施設等の従事者を高齢者に次ぐ接種順位と位置づけるとしている。介護従事者のワクチン接種について、一定の要件を満たす施設において、高齢者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとの見解を示している。構成市においては、高齢者施設等にて介護従事者が接種できる体制も視野に入れ、検討することとしている。



介護保険サービスの正しい使い方

自立した生活を続けるために「ケアプラン」は誰のもの？

ケアプランは利用者自身の生活の設計図です。ケアプランに家族の希望を取り入れることも必要ですが、まず第一に本人の希望が聞き入れられなければ、生活も改善しません。専門職であるケアマネジャーの意見を参考に、「これからどのような生活を送りたいのか」という目標を定めて、実現のために役立つサービスを調整してもらいましょう。

ケアプラン作成の流れ

② 目標を設定します

6か月後に自分の部屋掃除ができるようになる



① 改善したいことや希望を担当のケアマネジャーに率直に伝えます

身の回りの掃除は自分でやりたい！



③ ケアプランの原案をよく検討しましょう

通所リハビリを利用して掃除ができるように機能訓練してはどうでしょう？



	月	火	水	木	金	土	日
午前			●訪問介護			●訪問介護	
午後	↑	↓			↑	↓	
	通所リハ				通所リハ		

ケアプランチェックポイント

- サービス内容などケアマネジャーから詳しい説明があったか
- 不必要なサービスはないか
- 目標や希望は達成できそうか
- 経済的に負担は大きくないか
- 家族の負担は軽減されるか

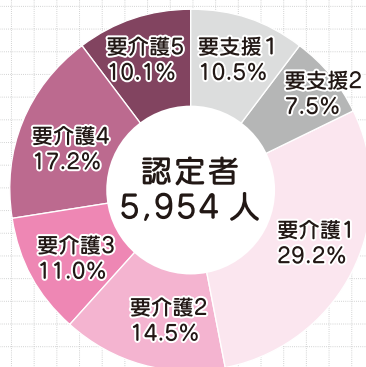
④ 一定期間後、目標が達成されているか評価します



ケアプランが自分に合わないと感じたら

はじめから自分に最適なケアプランができるとは限りません。何か不都合な点があった場合は、サービスの利用途中でもケアプランの見直しができます。遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。

要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	149(+16)	475(-2)	624(+14)
要支援2	121(-4)	326(+2)	447(-2)
要介護1	455(+16)	1,282(+70)	1,737(+86)
要介護2	217(-3)	649(+32)	866(+29)
要介護3	169(-8)	485(-45)	654(-53)
要介護4	272(-13)	751(+8)	1,023(-5)
要介護5	159(-1)	444(-5)	603(-6)
計	1,542(+3)	4,412(+60)	5,954(+63)

()内は前年同月比(令和3年1月末)

編集後記



暖かい日が続く、外に出るのがうれしくなる季節ですね。10月に生まれた息子も5か月を過ぎ、一緒に散歩に出かけ楽しい日々過ごしています。皆様も素敵な毎日をお過ごしください。

(e)